

第26回

| そんぽADRセンターとは

新進会員活動委員会委員 永田 健一 (60期)

2010年10月からスタートした「そんぽADRセンター」の立ち上げから関わっておられる当会の伊東芳生会員(54期)に、同センターについてお話を聞かせていただいた。

—まず、そんぽADRセンターとは何かを簡単に紹介してください。

保険業法に基づく指定紛争解決機関として、国の指定を受けた日本損害保険協会が、2010年10月から開始した損害保険に関する苦情・紛争解決機関のことで、正式名称は「損害保険紛争解決サポートセンター」と言います。

—そんぽADRセンターという機関が作られた趣旨、目的は何ですか。

迅速な苦情解決や専門家による和解案の提示といった紛争解決など、事案の性質や当事者の事情に応じた迅速・簡便・柔軟な解決を目的としています。

—対象事案は何ですか。

損害保険契約が前提となる事案なので、その対象は火災保険、地震保険、傷害保険等多彩ですが、もちろん自動車保険契約を前提とした交通事故に起因するトラブルも取り扱います。具体的には、保険金とか賠償金の金額の見解の相違に関するものが一番多いと思いますね。

—どのような方が事案を担当するのですか。

苦情解決手続についてはそんぽADRセンターの相談員、また紛争解決手続については同センターが選任する紛争解決委員です。紛争解決委員については、中立・公正な第三者として、弁護士、消費生活相談員等が予定されています。同センターの紛争解決手続は、保険契約者と保険

会社間の紛争と、交通事故の被害者と加害者側保険会社間の紛争を対象とするものに大別されますが、いずれも弁護士が中心となって手続が実施されております。これは、弁護士には専門性があるとともに、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」としていることが根底にあります。実際上も、紛争を解決するには交通事故に起因する損害賠償問題等に関する識見が必要ですので、ある程度専門性がある弁護士が選ばれていると思います。

—そんぽADRセンターにおける紛争解決手続の特徴を教えてください。

フローチャートを見ていただきたいのですが、基本的には、当事者間での話し合いでの解決を目指して苦情解決手続からスタートし、これでは解決しない場合に、交通事故の被害者や損害保険の契約者からの申立てを受けて紛争解決手続が開始されます。交通事故紛争処理センターや日弁連交通事故相談センターの場合は、苦情解決手続がありませんし、両センターでは、交通事故に基づく損害賠償問題のみが対象となりますが、そんぽADRセンターの紛争解決手続は、保険契約者の損害保険会社に対する保険金の支払請求も対象となります。なお、苦情解決手続および紛争解決手続にかかる費用は、通信費や意見聴取に出席される場合の交通費、書類の取得費用等を除いて、原則として無料です。

—交通事故の被害者と加害者側保険会社間の紛争についてお聞きします。紛争解決委員はどのように事案を担当することになるのですか。

そんぽADRセンターが申立てを受けましたら、その事案を担当する紛争解決委員が選任されますが、1事案について、1人で担当するのが原則です。担当日が決まっているので、申立てのあった事件が自動的に配転されるということになります。

伊東 芳生 会員 (54 期)

平成 13 年東京弁護士会に弁護士登録。同年、鈴木諭法律事務所に入所。平成 21 年 9 月、不二総合法律事務所を開業し、現在に至る。

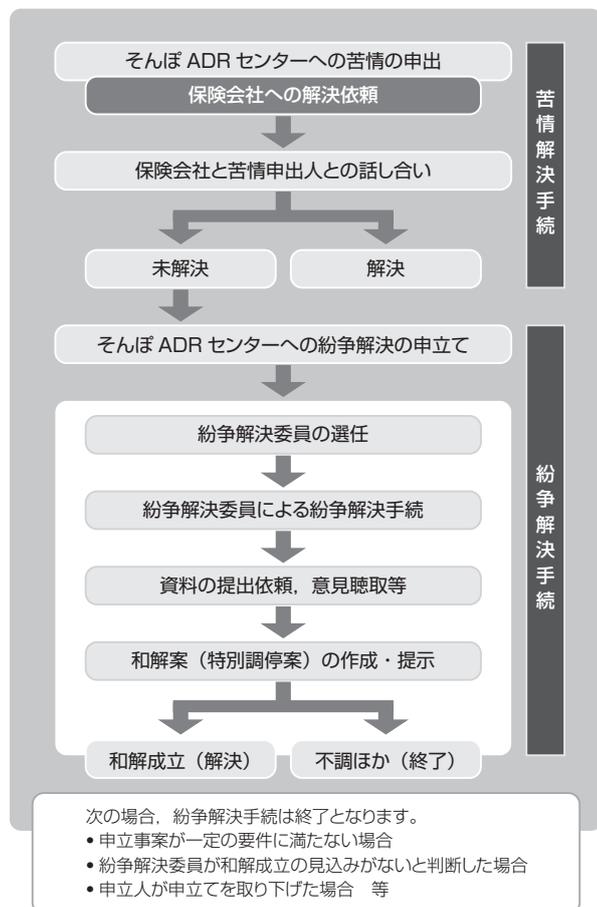


伊東会員 (左) と聞き手の永田委員

—では、紛争解決手続に関する事案解決の流れ、手続を教えてください。

紛争解決手続は、損保協会の建物内の弁論準備室のような会議室で行います。調停と一緒に、当事者から交互に話を聞いて、紛争が解決可能かどうかを判断し、解決できないもの、例えば医療や後遺障害の評価等専門性が問題となっている場合とか、あるいは、新しい法律概念、例えばアメリカの懲罰的損害賠償を認めるべきだとか、そういったものは裁判所等の公的機関で判断していただくことになります。解決可能なものについては、保険会社や申立人から資料の提出を受けて、和解案を提示します。

そんぼ ADR センターにおける苦情・紛争解決手続の流れ



*日本損害保険協会 HP のそんぼ ADR センターより転載

—では、和解案が受諾されない場合の手続を教えてください。

紛争解決委員の判断により必要に応じて別の紛争解決委員 3 人の合議体で再度協議し判断することになります。それによって再度和解案が提示されても申立人が受諾しない場合は、和解は成立せず、申立人の判断により必要に応じて裁判所の手続などに移行する形になります。

—弁護士業務には、どのような影響を与えそうですか。

もちろん、紛争解決手続に際して、弁護士を代理人とすることができますが、実際は、少額の紛争について弁護士が代理人に付く実益は小さいかもしれませんね。高額な紛争や専門的な紛争に関しては、そんぼ ADR センターでの紛争解決手続ではなく、裁判等で解決が図られることになると思いますので、弁護士の職域を奪うようなことにはならないと思います。

—最後に、手続を利用するメリットを教えてください。

イメージ的には、労働審判に近く、裁判の結果をある程度先取りしつつ、柔軟な解決が提案できますし、やはり裁判をするよりもコスト的にも時間的にも有利です。また調停の場合は、必ずしも専門性のある調停委員が担当するか保証はないですが、そんぼ ADR センターの場合は、交通事故等に起因する損害賠償問題について専門性を有する紛争解決委員が担当するという点でもメリットがあります。そのため、ぜひ、損害保険に関する相談が来た場合には、そんぼ ADR センターの検討もしていただければと思います。